

緊急雇用創出推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 緊急雇用創出推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号、以下「規則」という。）及び国の次の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) 「緊急雇用創出事業実施要領」（平成26年2月6日付け職発0206第1号）
- (2) 「パーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業実施要領」（平成22年9月10日付け職発0910第5号）
- (3) 「起業支援型地域雇用創造事業に係る一時金支給要領」（平成25年2月26日付け職発0226第4号）
- (4) 「平成20年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成21年1月30日付け厚生労働省発職第0130003号）
- (5) 「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成22年1月28日付け厚生労働省発職0128第1号）
- (6) 「平成22年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成22年9月24日付け厚生労働省発職0924第1号）
- (7) 「平成22年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成22年11月26日付け厚生労働省発職1126第2号）
- (8) 「平成23年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成23年5月2日付け厚生労働省発職0502第1号）
- (9) 「平成23年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成23年11月21日付け厚生労働省発職1121第8号）
- (10) 「平成24年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成25年2月26日付け厚生労働省発職0226第1号）
- (11) 「平成25年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成26年2月26日付け職発0206第1号）」

(目的)

第2条 この補助金は、現下の厳しい雇用失業情勢に鑑み、非正規労働者、中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進行に対処すべく、地域の実情に応じて市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村」という。）が行う事業に対し、北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として当該事業に要する経費を補助することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材の育成を図ること、並びに経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るため、若者、女性等の雇用機会の創出を図るとともに、賃金の上昇等の在職者の処遇を改善することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市町村とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の事業とする。

ただし、建設及び土木事業、国の補助金又は道の補助金の交付を受けている事業並びに既存事業(実質的にそのように判断されるものを含む。)の振替と判断される事業を除く。

- (1) 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、(2)、(4)及び(5)以外のもの(以下「緊急雇用事業」という。)
- (2) 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業のうち、重点分野(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに道において地域の成長分野として設定した分野(健康・環境・国際の視点で成長が期待できる産業、IT、福祉・子育て、治安・防災の分野をいう。)以下同じ。)に係るもの(未就職卒業者を対象とする事業を除く。)であって、(3)、(4)及び(5)以外のもの(以下「重点分野雇用創出事業」という。)
- (3) 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業(第5条第1項第2号に該当するものに限る。)であって重点分野に係るもの(未就職卒業者を対象とする事業を除く。以下「地域人材育成事業」という。)
- (4) 東日本大震災の影響による失業者(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者(以下「被災求職者」という。)若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者。ただし、平成25年度以降新たに事業を開始する場合にあっては、被災求職者に限る。さらに、平成26年度に新たに事業を開始する場合にあっては、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者(以下「新被災求職者」という。)に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、(5)以外のもの。(以下「震災等緊急雇用対応事業」という。)
- (5) 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業(以下、「起業支援型地域雇用創造事業」という。)
- (6) 失業者に対する地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援又は短期の雇用機会を提供した上で行う、地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援並びに在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を目的として、事業者が行う販路拡大等の取組み支援のために、民間企業等に対する委託により行う事業(以下「地域人づくり事業」という。)
- (7) (5)の委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を引き続き正規労働者として雇い入れた事業主に対する一時金の支給に関する事業(以下「一時金支給事業」という。)

- (8) 公共職業安定所（以下、「安定所」という。）との連携により、求職者に対する生活・就労相談を行う、パーソナル・サポート・サービスをモデル的に実施する事業（以下、「パーソナル・サポート事業」という。）

2 委託事業

(1) 委託事業

市町村が民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、シルバー人材センター、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。以下「民間企業等」と総称する。）へ委託して実施する次の条件を全て満たす事業。

ア 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者のための短期の雇用・就業機会にふさわしい事業又は失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

イ 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

ウ 事業で新規雇用する労働者の募集に当たっては、原則として安定所への求人申込みにより行うものであること。

また、文書による募集、直接募集等を行う場合にあつては、募集の公開を図るものであること。

エ 事業で新規雇用する労働者の雇用・就業期間は、事業内容等が次のいずれかに該当する場合には、総合振興局長又は振興局長の同意を得て、その期間を更新できるものであること。

(7) 緊急雇用事業については、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6箇月以内とし、1回に限り更新を可能とすること。ただし、新規雇用する労働者が、被災求職者である場合には、2回以上の更新を可能とすること。

(イ) 重点分野雇用創出事業については、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6箇月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

また、若年者（40歳未満の者をいう。以下同じ。）の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限る。）である場合は、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

(ウ) 地域人材育成事業については、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。ただし、介護福祉士の資格取得を目指すことを目的とする事業及び若年者の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限る。）については、1回に限り更新を可能とすること。

また、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6箇月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上

の更新を可能とすること。

(エ) 震災等緊急雇用対応事業については、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6箇月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、平成25年度までにおいては、新規雇用する労働者が被災求職者である場合、平成26年度以降においては、新規雇用する労働者が新被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。なお、被災求職者を優先的に雇用すること。

(オ) 起業支援型地域雇用創造事業については、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6箇月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

(カ) 地域人づくり事業については、新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が新被災者求職者である場合、2回以上の更新を可能とすること。

(キ) パーソナル・サポート事業については、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新を可能とすること。

オ 地域人材育成事業については、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

カ 地域人材育成事業については、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。

キ 労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であることの確認を行うものであること。

ク 起業支援型地域雇用創造事業については、地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業としてふさわしい事業であること。

ケ 起業支援型地域雇用創造事業については、起業後10年以内の民間企業等であつて、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業に委託して実施するものであること。

コ 起業支援型地域雇用創造事業については、委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴取した事業であること。

サ 地域人づくり事業については、以下の(ア)及び(イ)について実施するものであること。

(ア) 未就職卒業者や結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、当該失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業（失業者の雇用を伴わずに実施するものを含む。）（以下「雇用拡大プロセス」という。）

(イ) 販路拡大等の事業者の取組を支援することにより、非正規労働者の正社員化や在職者の賃金引上げ等の処遇改善を図る事業（以下「処遇改善プロセス」という。）

シ 地域人づくり事業の雇用拡大プロセス（人材育成を行う事業を実施するものに限る。）に取り組む民間企業等は、失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる「人材育成・就業支援計画」を策定し、これに基づき人材育成及び就職支援を行うものであること。

ス 地域人づくり事業の処遇改善プロセスに取り組む民間企業等は、事業の実施にあたり、賃金の上昇、新入社員の定着率の向上又は正社員転換を行う人数等に係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画」を策定し、これに基づき賃金引上げ等の処遇改善を行うものであること。

(2) 委託契約等

ア 委託契約内容

市町村が業務を委託する企業等（以下「受託企業等」という。）と結ぶ委託契約においては、市町村における所定の規程のほか、次の事項について定めるものとする。（地域人づくり事業のうち、雇用拡大プロセス（失業者の雇用を伴わずに実施するものに限る。）及び処遇改善プロセスについては、（ウ）（エ）（オ）及び（カ）を除く。）。

(ア) 委託事業の予定期間及び終了予定期日

(イ) 予定される事業費及び人件費

(ロ) 事業に従事する予定の全労働者数及び新規雇用する予定の失業者数

(ハ) 事業で新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間

(ニ) 事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法

(ホ) 受託企業等は、労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であることを確認する義務を負うものであること。

(ヘ) 市町村は、受託企業等が（ア）から（カ）について定めた事項に違反した場合には、契約の解除及び委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有すること。

(エ) 委託事業が終了した場合は、受託企業等が前記（ア）から（カ）の事項を内容に含む実績報告を作成し、市町村に提出しなければならないこと

(オ) （ク）により委託契約額を確定した結果、概算払により受託企業等に交付した委託費に残額が生じたとき又は委託費により発生した収入があるときは、市町村は受託企業等に対し、返還を命ずること

なお、起業支援型地域雇用創造事業及び地域人づくり事業の委託事業に係る契約期間終了時点において、次の要件を満たす場合、受託企業等は、委託費により発生した収入の返還を要しないこと。

① 受託企業等が、自助努力により、委託事業に係る契約期間終了後も事業を継続し、受託企業等が、委託事業において雇用した労働者のうち、その2分の1以上を委託事業に係る契約期間終了後も継続して雇用すること。

② 地域人づくり事業（処遇改善プロセスに限る）の受託企業等が、委託費により発生した収入を用いて、受託企業等の従業員の処遇を改善すること。

イ 契約の相手方の選定など

この委託事業は、新規の雇用及び就業機会を生ずる効果の高い事業であるものが対象とされていることから、契約の相手方の選定方法として、市町村における所定の規程によるほか、プロポーザル方式による選定を検討するものとする。

3 直接実施事業

市町村が直接実施する、2の(1)のアからキまでの要件を全て満たす事業（地域社会雇用分野の事業を除く。）であること。

（補助事業の要件等）

第5条 補助事業は、年度毎の事業計画全体（市町村の補助事業全体）として、次の要件に該当するものであることとする。

なお、この要件は、事業計画全体として判断するものであり、個々の補助事業については本制度の趣旨を踏まえ効果的な運用に努めることとする。

- (1) 事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。（パーソナル・サポート事業を除く。）
- (2) 地域人材育成事業（介護分野の事業を除く。）については、新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合が5分の3以上であること。
- (3) 人件費等の経費について、労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切な水準を設定したものであること。

2 事業計画の策定や事業の実施に際し、次の事項に留意するものとする。

- (1) 新規雇用において、特に厳しい状況にある離職した非正規労働者や中高年齢者、未就職卒業者に配慮するとともに、障がい者等の就職困難者が本事業から排除されることのないよう努めること。
- (2) 幅広い層の失業者に雇用・就業機会を与える観点から、特定の失業者のみを対象とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないよう配慮すること。
- (3) 事業で新規雇用する労働者に関して、道が実施する事業及び前条により実施する複数の事業に同一の者が重ねて就く場合は、通算した雇用・就業期間が1年以内となるよう留意すること。（介護分野以外の事業に従事していた者が介護分野の事業に従事する場合、起業支援型地域雇用創造事業に従事する場合、地域人づくり事業に従事する場合及び被災求職者を雇用する場合を除く。）

（補助対象経費及び補助率）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の申請をしようとする者は、一の補助事業毎に総合振興局長又は振興局長に対し、補助金等交付申請書（経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号に定める様式をいう。以下経済第〇号様式について同じ。））を別に定める日までに提出しなければならない。

2 規則第3条の規定により、補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次

のとおりとする。

- (1) 事業計画書（経済第2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
- (3) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (4) 事業予算書（経済第11号様式）
- (5) 緊急雇用創出推進事業計画書（経済第47号様式の1 又は3又は4）
- (6) 緊急雇用創出推進事業個別事業表（経済第48号様式の1 又は2又は3又は4）
- (7) 当該補助事業に係る委託契約書案の写し
- (8) その他総合振興局長又は振興局長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 総合振興局長又は振興局長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、別記指令文により補助申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から10日以内に、補助金等交付申請取下書（経済第13号様式）を総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（概算払）

第10条 この補助金は、総合振興局長又は振興局長が必要と認める場合は、概算払することができるものとする。

（事業遅延等の報告）

第11条 市町村は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、補助事業等執行遅延（不能）報告書（経済第15号様式）により速やかに総合振興局長又は振興局長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の廃止等）

第12条 市町村は、補助事業を廃止し、又は中止しようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（経済第14号様式）を総合振興局長又は振興局長に提出し、あらかじめ総合振興局長又は振興局長の承認を受けなければならない。

（補助事業の実施状況報告の提出及び公表）

第13条 市町村は、補助事業を実施する年度の半期毎（9、3月末）に当該半期に終了した事業について事業実施状況報告書（経済第47号様式の1及び2 又は5又は6）

2部を、当該半期の末月の翌月の8日（毎年度下半期にあつては翌月の20日）までに総合振興局長又は振興局長へ提出するとともに、道に準じて公表をしなければならない。

（実績報告）

第14条 市町村は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は翌年度の4月20日のうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書（経済第19号様式）を総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。

2 規則第14条の規定により補助事業等実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（経済第2号様式）
- (2) 補助金等精算書（経済第20号様式）
- (3) 事業精算書（経済第22号様式）
- (4) 緊急雇用創出推進事業実績書（経済第47号様式の1及び2 又は5又は6）
- (5) 当該補助事業に係る委託契約書の写し
- (6) 受託企業等からの実績報告書の写し
- (7) その他総合振興局長又は振興局長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第15条 総合振興局長又は振興局長は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に通知するものとする。

2 総合振興局長又は振興局長は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、補助金の額の確定の通知をした日から20日以内とし、その期限内に納付されない場合には、総合振興局長又は振興局長は未納に係る金額に対して、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条 総合振興局長又は振興局長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 市町村が法令若しくは本要綱又はこれらに基づく総合振興局長又は振興局長の処分または指示に違反した場合
- (2) 市町村が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町村が補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為があった場合
- (4) 交付決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 総合振興局長又は振興局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。
- 4 前3項（第1項第4号を除く。）の規定は、補助事業について補助金額の確定があった後においても、適用があるものとする。

（補助事業の経理等）

第17条 市町村は、補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 市町村は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の会計帳簿とともに事業の完了した日（第12条による事業の廃止等の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から5年間、保存しなければならない。

（事業の周知等）

第18条 市町村は、事業の実施に当たっては、受託企業等が行う新規雇用に係る労働者の募集に関する情報をできるだけ速やかに周知するものとする。

- (1) 委託事業については、契約の相手方を選定し委託契約を締結した後に、相手方から安定所への求人申込票の写しを提出させるとともにその内容について広報等を活用して広く周知を図るものとする。

なお、新規雇用する労働者の募集を安定所への求人申込みによらないことに特別の事由がある場合には、契約の相手方を選定し委託契約を締結する際に、相手方からの委託契約書の提出に併せて、本事業に係る「雇い入れに関する情報」（別記様式）を提出させ、安定所へ速やかに通知を行うものとする。

- (2) 直接実施事業については、安定所に求人申込みを行うとともにその内容について、広報等を活用して広く周知を図るものとする。
- (3) また、委託事業、直接実施事業を問わず、市町村の関係部署（特に、生活保護申請担当部署等）との連携に努め、失業者への新規雇用する労働者の募集に関する情報の提供に努めるものとする。

（公表）

第19条 補助金の交付申請をしようとする市町村は、交付申請を行う予定の事業について、あらかじめ公表しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月27日から施行する。

この要綱は、平成21年8月18日から施行する。

この要綱は、平成22年1月8日から施行する。
 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成22年10月28日から施行する。
 この要綱は、平成22年12月28日から施行する。
 この要綱は、平成23年4月26日から施行する。
 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
 この要綱は、平成23年12月22日から施行する。
 この要綱は、平成25年1月25日から施行する。
 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

区 分	補助対象経費	補助率
委託事業	第4条第2項の(1)に掲げる事業の実施に必要な委託費 なお、事業に係る周知及び広報並びに事業の運営を含むことができるものとする。	10/10 以内
直接実施事業	第4条第3項に掲げる事業の実施に必要な賃金、共済費などの経費 なお、事業に係る周知及び広報並びに事業の運営を含むことができるものとする。	

注 補助事業を実施する際に必要となる機械・器具等（受託企業等が委託事業を実施する際に必要となる機械、器具等を含む。）については、基本的にリースあるいはレンタルにより対応することとし、リースあるいはレンタルによる対応が困難な場合に限り、当該機械、器具等の取得等（取得価格又は効用の増加価格が50万円未満の場合に限る。）に係る経費（委託事業の委託費に含まれる当該機械、器具等の取得等に係る経費を含む。）を補助対象とすることができる。